

第26回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成27年12月16日（水）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

植田智彦，鹿野伸二（新任），佐田尾信作，杉山信作，鷹村アヤ子，武田信晃，
龍永直記，月村佳子，萩原由衣，平谷優子（新任），湧田耕辰（五十音順，敬称
略）

[説明者]

星野満事務局長，鈴木裕一首席家庭裁判所調査官，松田剛家事首席書記官，奥谷
智子少年首席書記官，吉川昌範次席家庭裁判所調査官

[事務担当者]

兒玉修之総務課長，石黒隆雄総務課課長補佐

第4 議事

1 委員異動報告

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から申出のあった2人が傍
聴することを許可した。

3 開会宣言（総務課長）

4 所長挨拶

5 委員挨拶，自己紹介

6 委員長選任

鹿野伸二委員を委員長に選任した。

7 議事

「面会交流について」

[委員長]

本日の委員会のテーマは「面会交流について」です。面会交流を内容とした調停事件では、夫婦の感情等が絡んだりして、手続の進行において大変難しい場面があると感じており、家庭裁判所としてどのようにしていくべきかについて、委員の皆様から御意見をいただき、今後の執務の参考にさせていただきたいと考えています。

(説明者(植田委員)は、面会交流について具体的に説明をした。説明後、委員らは、当庁家族面接室を見学した。)

[委員長]

今、説明させていただいたことについて、御質問や御意見等、御自由に発言をお願いいたします。

[委員]

面会交流について、当事者である父親と母親の主張については、裁判所としてヒアリングする場があるのだらうと思いますが、子どもの意思確認はどのようにされていますか。

[植田委員]

家庭裁判所には、家庭裁判所調査官という、心理学、社会学、教育学等の専門知識を持つ職員がおり、その職員が、父親や母親がいないところで、いろいろな周辺事情を含めて子どもの気持ちを聴取するという手続があります。家庭裁判所調査官が聴取したことは最終的に調査報告書という書面になり、調停手続のときは裁判官及び調停委員に、審判手続のときは裁判官に報告されます。

この家庭裁判所調査官が作成した報告書は、通常の場合、父親にも母親にも読んでもらい、場合によっては、裁判官あるいは家庭裁判所調査官から、「お子さんはこういう気持ちでいるようです。」と伝えて、子どもの気持ちを理解していただくよう説明を行っています。

[委員長]

場合によっては、子どもがいるお宅まで伺って調査をする場合もあります。

[委員]

家庭裁判所において調停を行い、離婚されて養育費を受け取ることになったが、養育費が、ここ数年送られてこないというような方がいらっしゃいます。そのような場合には、法律上どのようなことができるのでしょうか。事例があったら教えていただければと思います。

[植田委員]

養育費については、当事者間で合意して支払う場合もありますが、家庭裁判所が関わる調停・審判や公正証書として公的な書類として支払うことが決められている場合、もし養育費を支払わなければならない者が支払わなくなれば、強制執行という手続において給料を差し押さえたりすることができます。養育費は、基本的に毎月の期限までに受け取るものですが、一度強制執行の手続を行ったら、将来的にも、支払わなければならない者の給料から、養育費の金額が、期限到来後に自動的に受け取るべき者に支払われることとなります。

[委員]

それは、公的に手続をした場合のみですか。例えば、当事者間で口頭で約束した場合はどうなのでしょう。

[植田委員]

口頭の約束のみでは、強制執行まではできません。口頭の約束をしていて、支払われなくなれば、例えば、その時点で家庭裁判所に養育費を求める調停の申立てをして、その中で合意が成立し、その後に支払われなくなれば強制執行をすることができます。

今、養育費の話になりましたので、面会交流との関連で申し上げますと、養育費が支払われていないから子どもを会わせたくないという方もいます。逆に、養育費を支払っているのだから子どもに会わせろという方もいます。また、子どもに会わせたくないから、もう養育費は支払わなくていいという方もいて、養育費との関連で面会交流をさせる、させないという話も生じたりします。

家庭裁判所としては、養育費と面会交流は交換条件のようなものではなく、別のものです。支払うべきものはきちんと支払わなければいけないということを理解していただくよう何度も説明をしています。しかし、父親と母親の間で、気持ちのすれ違いか

ら養育費を支払ってもらえてないから子どもに会わせないと主張される方も多いのが実情です。

[委員長]

本来、養育費という問題と子どものための面会交流とは別のものだけれど、当事者の気持ちの中には、どうしても感覚的に、等価交換のような意識があるように思われます。

面会交流についての事前説明において、「面会交流がうまくいかないパターン」について説明をさせていただきました。いろいろなパターンを説明しましたが、それらの背景にはもっと深い原因があるのではないかと、どういうところに面会交流がうまくいかない原因があるのか、裁判所がその問題を解決するためには、どういうアイデアがあるか、これらのことを皆様にお伺いしたいと思っています。

[委員]

この面会交流が、そもそも子どもの発達にとって必要であるという前提があると思うのですが、その辺りがまだよく分かりません。ある新聞の面会交流に関する記事において、自分のルーツを知ることが大切であること、逆に言うとルーツを知らされないことは子どもにとっても禍根を残すということが書いてありましたが、そういう子どもの発達にとって、面会交流がなぜ必要かという点について教えていただきたいと思います。

[委員長]

その点については、家庭裁判所調査官から説明をさせます。

[次席家庭裁判所調査官]

今のような御質問は、当事者からもたびたび受けます。今、御指摘いただきましたように、子どもにとって父母は1人ずつしかいないかけがえのない存在であり、実際には会えなくても、その親を探し求めることは自らのルーツを探し求めることです。これは、当事者にとっても分かりやすい説明の一つとなると思います。

我々が若い頃に教育を受けた際に、ちょうど中国残留孤児の話題が非常にたくさんありました。あの方々がなぜ、そのような年齢になっても親を探しに日本まで来ると

思うかということ、先輩たちから考えさせられた経験があります。それだけ、自分の親、自分のルーツ、どういったところから生まれてきたのかを知るということは、子どもにとってその成長にかけがえのないことであろうかと思えます。

もう一点、仮に両親と一緒に暮らすことができなくても、親から愛情を注がれるということは、その子ども自身の成長において非常に重要なことであるという説明をしています。自らが大切にされる存在である、親から愛情を受けるに足りる存在であるということが人間の自尊感情を養っていくと考えられます。

先ほど、養育費の話もありましたが、養育費というのは子どもが生きていくための親からの経済的な給付です。面会交流についても、養育費と同じで、子どもには親から愛情を受ける権利があると説明しています。養育費も面会交流も、いずれも親から与えられるものとして、子どもがそれを感謝して受け取る、それによって子どもは自らが大切にされている、必要とされているということを自覚しながら成長していくことになる、そのような説明を行いながら、当事者である父親又は母親の理解を得られるように努めています。

[委員長]

今の、自らのルーツを知ることや親から愛情を受ける重要性について説明をしたときに、調停の当事者である父親又は母親にとって、それは腑に落ちるものなのでしょうか。それとも、そうは言われても納得できないものなのでしょうか。

[委員]

私が、弁護士として、面会交流の調停や審判に関わったときのことで、監護親の方の中に子どもを他方の親に会わせたくないという依頼者の方がいらっしゃいました。先ほどの事前説明の中で、面会交流を禁止すべき事由は無いけれども感情的に絶対的拒否をされている場合があるとの説明がありました。しかし、それは、裁判所的にはそうであっても、当事者からすれば禁止事由ありと考えているのだと思います。

それは何かというと、婚姻期間中の非監護親の態度です。モラハラ的な行為があったり、家族を顧みず好き勝手に遊んでいたりとといったようなことがあって、子どものことは同居中はまったく大切にしている様子ではなかったのに、いざ離婚となったら

急に子どもと会いたいと言われても、監護親は、非監護親の言葉が本心なのかどうなのか全く信用ができないと思われているのです。監護親の中には精神的DVを受けたというような自覚を持っている方もいて、一般論としては、非監護親と子どもとが関わりを持つことは良いことだというのは頭では分かるのだけれども、自分の元パートナーとの関係では、自分の子どもがその者と関わることは、あれだけ自分がしんどい思いをしたから、きっと子どもも大変なことになってしまうのではないかという不安を持たれています。そうは言っても親は親なので、今は随分変わっていますよというお話を調停などで聞くうちに、自分が関わるのでなければ、何とか会う方法を考えても良いですと言われる方もいらして、そういう場合には、広島にもありますが、面会交流の支援をする団体を使って、監護親が関わらなくても可能な面会という形で調整ができます。ただ、そういう問題ではなく非監護親と関わることこそが子どもにとって害悪になると確信を持っている場合に、どう調整すべきかというのが一番難しいと思います。

さらに、子どもが一定年齢以上、特に思春期にさしかかって、監護親と自分との存在の違いを自覚できるようになっている場合に、子ども自身が面会を拒否する場合があります。これは監護親の感情を配慮したものである場合もありますし、同居中に非監護親と子どもとの関係で既に不和が生じていた場合もありますし、そこまででなくとも非監護親の監護親に対するDVを見ていたことに傷ついている場合もあります。

私は、長期的には、虐待を受けて親と暮らすことができなかつたような子どもですら、いろいろな場面でどこかで親を求めているというのを、いろいろな関わりの中で感じていますので、子どもに自分の意思があつて、自分の意思で拒否していると認められる子どもたちであっても、長期的には非監護親と何らかの関わりが持てるようになれば良いなというのが本当の思いですが、ただ待つてあげる時間というのは必要なのではないかと個人的には思っております。その期間がどのぐらいなのか、会えるようになるための何らかのつながりをどのように確保しておくか、この辺りが面会交流の調停・審判において、直ちに直接的な面会交流は難しそうだとされる時に考慮していただきたいところです。その場合に、一つだけお願いしたいのは、これはと

ても難しいと思いますが、離婚原因等に関する調査報告書の書きぶりによっては将来の面会交流に影響する場合がありますので、どこまで書くかという点について、中・長期を見据えた記載にさせていただきたいと思います。

[委員長]

監護親の側の代理人に立たれた際の経験に基づいた貴重なお話でありました。大きくまとめると、一つは、監護親としては、未成熟な子どもの場合について、非監護親を子どもに会わせること自体子どものためにならない、禁止制限事由があると信じておられるパターンがあるということ、もう一つは、子ども自身の独立した判断がある場合について、子どもが非監護親に対して、すでに拒絶的な気持ちを持っている場合があるが、それは将来的に変わる可能性もあるのではないかということの二つの内容でした。また、裁判所に対しても、具体的な要望がありました。

前半の、監護親が、非監護親との面会は子どものためにならないと思っている場合に、裁判所も同じ判断であれば面会交流の禁止・制限事由があるということになりますが、裁判所としては面会交流の禁止・制限事由はないと考えているという状況を前提にさせていただいて、そういう場合に非監護親と会わせることは子どものためにならないと思っている監護親に対して、どう対応していくべきでしょうか。子どもと親が会うことに非常に意味がある、こういう価値があるということがどのぐらい説得的なものなのでしょうか。

[委員]

先ほど、長期的には非監護親と交流ができるようになることが一番望ましいという話がありました。私は、もともと学校の教員ですが、その教員のときのことを振り返ったとき、確かにそうだなと思うことがあります。学校の教員というのは、子どもの家庭状況を全て情報として得るわけではありませんが、子どもの様子がちょっとおかしいと思ってどうしたのか聞いたときに、中には子どものほうから事情を打ち明けてくれる場合もあります。そして、全ての子どもがそうではないのですが、実は何十年か後に自分から非監護親のほうに積極的に出合いを求めていくという子どももいました。それは本当に長い年月の間に、その子どもの中で、いろいろな状況を理解

しながら心の整理ができたのだらうと思います。また、もう一つ、その子どもにとって、両親以外の方からの愛情が成長の過程で必要だと思っています。

子どもというのは発達段階の過程において、その豊かな感受性の中で、いろいろな方の愛情を受け取っていきます。そして、最終的に、やはり、両親の愛情へ帰着していくのだらうと思います。最後にはそういった非監護親を求めていくというのが子どもの発達というものではないかなと。したがって、やはり一人の人生として長いスパンの中で見ていく必要があると思います。その中で、もし学校の教員がそこに関わるとすれば、人と人との愛情というものがいかに大切なものか、暖かいものかというのを、学校の中で、いかに子どもたちに伝えていくか、また子ども同士でそういった愛情のある暖かい学級や集団をつくっていくかというのが大切なのではないかと思います。

もう一つ思ったのは、面会交流についての事前説明の中で、互いを親として尊重するという言葉がございました。このことは、学校という場で、いろいろな人と出会いながら、その愛情というものがいかに尊いもので人を動かすものかという経験を積んだ結果として、そういうお互いを尊重できる人間として育っていくのではないかと考えました。

やはり、せっかく結婚されたのに離婚するということは、そこに何か原因があるわけで、それを乗り越えて子どものために互いを尊重するということは本当に難しいことのような気がします。そこを乗り越える力というのは、やはり一時の感情ではなくて、子どもが健やかに育つこと、子どもの人権ということが一番を考え、そのために相手の都合、思いを尊重することが必要であり、ここでは教員としての果たす役割も非常に大きいということを痛感しました。

[委員長]

夫婦が互いに尊重し合える関係であれば、裁判所の調停等の手続まで必要となることは少なく、裁判所の手続においては、お互いに、相手方を尊重することができない状況になっていることも多く、手続を進めるのも大変な面があります。

お話の中に、子どもが結局ルーツに帰るということを御経験として感じられるとい

うことですが、これは大人になった過去の子どもたちを御覧になってか、それとも子ども自身が親というルーツを求めていると感じたことがあるということなのか、どちらなのでしょう。

[委員]

私が思い描いたのは、中年に差し掛かるぐらいの大人です。子どもそれぞれによって、ルーツを求めていく年齢は違うのだと思います。中高生の間に、そこへ行き着く子どももいるかもしれませんが、やはり数十年の年月を必要とするケースもあると思います。

[委員長]

そうすると、先に話があった、子ども自身の意思がはっきりした年齢になっていても、その意思は将来変わっていく可能性があることも十分考える必要があるということでしょうか。

[委員]

そのように思います。

[委員]

今日の話は、調停で離婚した人たちの面会交流の問題が中心のようですが、協議離婚した人たちの面会交流はどうなるのか気になりました。また、親が高齢となり、疎遠だった子どもの成長を見てうれしかったと言う親もおり、面会交流については子どもにとってだけ必要なのではなくて、親にとっても必要ではないかと思ったことがあります。

[委員長]

それでは、調停離婚ではなく、離婚自体は協議離婚ができたが、後に面会交流だけ問題となった事件について説明します。

[植田委員]

協議離婚後、しばらくして子どもに会いたいと思った非監護親が監護親に会わせてほしいと言ったが断られて、面会交流の調停の申立てをされるという場合があります。また、社会の状況としては、最近では、自治体にも温度差はあるようですが、協議離婚

するときに面会交流についても検討しましょうと働き掛けを行う取り組みをしているところもあるようです。

[委員]

先ほどの面会交流についての事前説明の中で触れられた法改正に伴って、離婚届のひな形が改正されまして、養育費と面会交流については定めていますかと問うアンケート欄が設けられています。これを決めてなくても協議離婚はできるのですが、アンケート欄に記載する際に、養育費や面会交流について決めてなかったことを意識できるような書式になっています。

[委員長]

後段の件ですが、確かに、面会交流は子どもだけのためではないという面はあるのかもしれませんが、裁判所というのは、どちらかという弱い者を守っていく必要があります、やはり自分で自分を守れない未成年者のことを一番重視して考えていく必要があります。

[委員]

今回の議論や先ほど見せていただいた家族面会室も低年齢児を想定しておられると思いますが、子どもの年齢が上がるとどうなるのだろうという疑問を持ちました。基本的には、面会交流はとても大事なことだと思いますが、年齢とともに必要なくなるというか、面会交流自体がいつまでも続くものではなくて、どこかで終わるときがあるのではないかと思います。そのように、面会交流が自然消滅するときというのはどのようなときなのか、逆に言えば、面会交流の調停がなかなか成立しない問題を考えるときに、面会交流をしなくてもおかしくない、しないこともあり得るのではないかという考えを生むのではないかと思います。

私自身は児童精神科のクリニックをやっておりまして、来られた方がひとり親医療という受給者証を提出されるので、来られた方にそのようなヒストリーがあることは分かるのですが、クリニックに来られる方には、やはりひとり親医療の受給者証を使われる方がとても多いです。ですから、クリニックを必要とする方を母集団として見たときには、親の離婚に伴う問題が非常に大きな問題として、その後のつまずきに関

わっているなど感じます。ただ、それは、クリニックに来るといふ母集団に偏りがあるので、本当に全ての方に言いうることかどうかは分からないのですが、つまりいた子どもの側から見れば、何かがあればよかったのにと思ふことがあります。ですから、子どもの成長にとつては、やはり面会交流は必要なのだらうと思ふます。

そして、思春期以降、成人に達してもなお親を確かめるといふか、自分のルーツなりアイデンティティーを確かめる上で、別れた親が、どういふ人であつて今の自分の中にどう息づいていふのだらうかが疑問になつてくる年齢があつて、そのとき初めて調停が完了するといふことなのかもしれないといふように議論を伺つておりました。

[委員長]

低年齢児と自分の意思がしつかりしてきた子どもとでは、面会交流についても少し違ふのではないかといふ話がありました。裁判所も、家庭裁判所調査官が、子どもの意向調査を行いますが、子どもにおいて表向きに表現してゐるものとその内心が違ふのではないか、そのときはそういう気持ちであつたかもしれないけど、将来的にはその気持ちも変わることもあるのではないか。これらの点については、いろいろ微妙な問題があるのではないかと思ふます。子どもの年齢をどこで切るか、どの程度尊重するかについて、裁判所においても固まつた意見はありません。

[植田委員]

非常に難しい問題だと思ふます。イメージとしては、低年齢児は、相手まで連れていって引き渡して遊んだりした後、また引き受けることができると思われますが、例えば、高校生になつたら、嫌だといふものを引きずっていくわけにはいかないですし、子どもの意思で会うときは会う、会わないときは会わないといふような感じになるのではないのでしょうか。子どもと一緒に生活してゐる親が、子どもを強制的に連れていくのは、子どもの年齢により難しくなるということもあると思ふます。要するに、子どもが大きくなれば、元パートナーとの関係での面会交流といふのは違ふ問題になつてくるといふ意味で、面会交流が終了といふことになる場合もあるかと思ふます。

[委員長]

そういう意味では、やはり裁判所の手続において、本当に難しいのは未就学児とか

小学生とか、小さい子どものほうが困難な事案は多いのではないかと思います。子どもがある程度の年齢になったら、親も子どもの意思を尊重せざるを得ない状況になると思います。

[委員]

この面会交流の成立率が50パーセント前後との説明がありましたが、これは他の調停に比べて著しく低いものなのでしょうか。

[植田委員]

調停全体の成立率は、大体5割から6割ぐらいですので、それと比べて、面会交流の成立率が著しく低いという状況ではありません。ただ、調停が成立しない場合の問題の大きさというのが、離婚調停と面会交流では異なると思われます。例えば離婚調停がうまくいかず不成立となると、次の手続としては離婚の裁判になります。離婚の裁判では、離婚をするかどうか、財産をどう分けるか、慰謝料を幾ら払うか、子どもの親権はどうするかということを裁判所が決め、決めたら結局片が付くわけです。しかし、面会交流の問題は、調停が成立しないと審判という手続になります。審判では、裁判官が、例えば月に1回会わせなさいというように決めることにはなりますが、決めても監護親がそれに従おうという気持ちにならないと、なかなか楽しい面会交流ができないのではないのでしょうか。ですから、調停の話合いで解決できないと、審判で決めても、その実現は余り期待できないことになってしまうおそれもあります。そういう意味で、面会交流の成立が半分しかないというのは深刻な問題であると感じています。

[委員]

子どもの最善の利益を求めていくのであれば、決めるまでに長期化するのも当然だと思いますし、子どもに自我があるかないかで、どうすべきかについて大きく変わってくるだろうと思いますが、結局、調停や審判で決める際、親のことがすごく見え隠れして、要は大人が決めるようになっていると感じました。ですから、子どもの利益と言いつつも、最後は親というか大人が導いていかないといけない部分において、どうしても矛盾や問題が生じるのだろうと思います。このうまくいかないというのがど

ちらの目線でうまくいかないと言われているのかをずっと考えながら議論を聞いていたのですが、子どものことを考えて本当にうまくいくようにしていくのであれば、やはり子ども、特に自我がまだ未発達の子どものについては、とても時間はかかるが、調査官と子どもとの信頼関係を作っていくことも大切なことだと思いました。また、子どもが自分で判断できるようになった際、その子どもの判断が一番子どもにとって良いことなのかというと、そこも子どもの年齢によってはいろいろ考えなければならぬことがあると思いますので、非常に難しい問題だと感じました。家庭裁判所や調査を行う方には、そのようないろいろな事情を踏まえながらも、子どもに寄り添いながら進めていくことが大切なのではないかと感じました。

[委員長]

今、本当に根源的な、子どものためにはどうすべきかということについて意見をいただきました。

[委員]

面会交流を行うことによって、子どもにとって良いことがたくさんあるというお話でしたが、逆に面会交流を行うことによって子どもにとってマイナスになってしまったという事情等がありますか。

[植田委員]

例えば、お父さんが、娘と久しぶりに会って、しつけということでその娘を叩いたという例がありました。女の子で、お父さんと会うのを嫌がって面会交流がとだえたのですが、他方、お父さんは会えないのはおかしいということで間接強制の手続を行いました。お母さんは会わせないとお金を取られるから、会いに行きなさいと娘に言う。子どもは、お父さんに会うのは嫌で、会いに行く途中で体調が不安定になったりする。その事案では、結局、面会交流を制限する方向になったのですが、面会交流を行うことでマイナスが出ることもあり、ただやれば良いというものではないとも思われます。子どもの視点で本当に楽しい面会交流かどうかということは考えていかなければならないと思います。

[委員]

面会交流については、いろいろなリスクもあると思いますが、それでもこの仕組みが大切であると思うのは、私もさまざまな事件の取材をしてきて、例えば母親が小さい子どもを殺す、介護に疲れた夫が妻を殺すとか親を殺す、いろいろな事例がありますが、要は、問題を1人で抱え込んでいることが原因になってるケースが多いと感じています。そういう意味では、面会交流が、そういう1人で抱え込まないということの一つの避難路とでも言いますか、そういうことのためにも行う必要があるのではないかと思います。

また、ハリウッド映画等には、よく、離婚あるいは別居してる夫婦の間で子どもが行き来して、その間にいろいろな事が起き、最後、また何となくうまくいくのではないかと思います。状況でエンディングになるというものが多いような感じがしますが、そういうところからも、もし何らかのアイデアを拾い上げられるものがあれば生かしていただければと思います。

[委員長]

現在、社会における価値観や文化が変わってきている時代ですから、裁判所も、そういうのも参考に、様々な角度から検討しなければならないと思います。

そろそろ時間となりました。さまざまな御意見を紹介していただきまして本当にありがとうございました。

8 次回の予定等

(1) テーマ

「成年後見制度について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成28年6月15日（水）午後3時

（以 上）